

宮崎市県外産業廃棄物の市内搬入処理に関する指導要綱

平成14年 3月18日制定
改正 平成19年 3月 1日制定
平成22年 2月18日制定

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第5条の5の規定により宮崎県が定める計画との整合性に配慮し、宮崎県の区域外において排出される産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)の市内への搬入及びその処理に関し必要な事項を定めることにより、本市を含む宮崎県の区域内における産業廃棄物の適正処理の体制を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。

県外排出事業者 自らの事業活動に伴って県外産業廃棄物を排出する者であって、当該県外産業廃棄物を市内において自ら若しくは処理業者に委託して処分し、又は保管しようとするものをいう。

排出事業場 事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業場をいう。

処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他産業廃棄物を処分し、又は保管する施設をいう。

処理 産業廃棄物の収集、運搬又は処分をいう。

収集運搬業者 法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定による市長の許可を受けて、市内において産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者をいう。

処分業者 法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による市長の許可を受けて、市内において産業廃棄物の処分を業として行う者をいう。

処理業者 収集運搬業者及び処分業者をいう。

事業者等 県外排出事業者及び処理業者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、宮崎県その他の関係機関と連携を図りながら、事業者等に対し、この要綱の目的を達成するために必要な助言、指導及び監督を行うものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)その他政令第4条の6に規定する生活環境の保全を目的とする法令に定めるもののほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

(県外産業廃棄物の搬入の制限)

第5条 事業者等は、市内において処分し、又は保管するために県外産業廃棄物を搬入してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、県外排出事業者は、あらかじめ市長に協議してその承認を受けたときは、市内において処分し、又は保管するために県外産業廃棄物を搬入することができる。

(県外産業廃棄物の市内搬入に係る事前協議)

第6条 前条第2項の承認を受けようとする県外排出事業者(以下「事前協議者」という。)は、県外産業廃棄物を市内に搬入しようとする日前30日までに、県外産業廃棄物搬入事前協議書(様式第1号。以下「事前協議書」という。)に別表に掲げる書類及び図面を添付して市長に協議しなければならない。

2 前項の事前協議書は、市内に搬入しようとする県外産業廃棄物に係る排出事業場及び当該県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとする市内の処理施設ごとに提出しなければならない。

(搬入の承認等)

第7条 市長は、前条の規定による協議があったときは、その内容を審査し、別に定める基準に適合すると認めるときは、期間を限って当該協議に係る県外産業廃棄物の搬入を承認するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、県外産業廃棄物搬入承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)を事前協議者に交付するものとする。

3 第1項の規定による承認には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 事前協議者は、第2項の承認通知書の交付を受けた後でなければ、自ら又は処理業者に委託して、市内に県外産業廃棄物を搬入してはならない。

5 第2項の承認通知書の交付を受けた事前協議者(以下「承認事業者」という。)は、当該承認通知書に係る県外産業廃棄物の処理に関して処理業者と委託契約を締結したときは、速やかにその委託契書の写しを市長に提出しなければならない。

(関係都道府県知事等の意見聴取等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による審査を行う場合において必要があると認めるときは、事前協議者が自ら又は処理業者に委託して搬入しようとする県外産業廃棄物に係る排出事業場の所在地を管轄する都道府県知事(法第24条の2の政令で定める市にあっては、市長。以下「関係都道府県知事等」という。)に照会してその意見を聴くものとする。

2 前項の規定により、関係都道府県知事等から意見を聴いたときは、市長は、その審査の結果を当該都道府県知事等に通知するものとする。

(搬入継続の協議及び協議内容の変更)

第9条 承認事業者は、第7条第1項の期間(以下「搬入期間」という。)の満了後も継続して県外産業廃棄物を搬入しようとするとき、又は次に掲げる事項を変更しようとするときは、搬入期間の満了の日又は変更をしようとする日前30日までに事前協議書に別表に掲げる書類及び図面を添付して市長に協議し、その承認を受けなければならない。(ただし、第3号に掲げる事項の変更にあっては、その承認に係る数量が増加する場合に限る。)この場合において、市長は、添付する書類及び図面の一部を省略させることができる。

県外産業廃棄物の排出事業場の所在地

県外産業廃棄物の種類

県外産業廃棄物の数量

県外産業廃棄物の排出工程

自己処理又は委託処理の別

保管場所又は処理施設の所在地

収集運搬業者又は処分業者

処分の方法

- 2 第6条第2項、第7条及び前条の規定は、前項の協議について準用する。
- 3 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から起算して10日以内に、県外産業廃棄物搬入事前協議事項変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

住所

氏名又は名称

排出事業場の名称

（承認事業者の適正処理等）

第10条 承認事業者は、県外産業廃棄物の処理について処理業者と委託契約を締結したときは、当該県外産業廃棄物に係る承認通知書の写しを処理業者に交付しなければならない。

- 2 承認事業者は、市内における県外産業廃棄物の処理について排出事業場ごとに帳簿を備え、省令第8条の5第1項の規定の例により記載しなければならない。
- 3 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖するものとする。
- 4 承認事業者は、次の表の左欄に掲げる書類を、それぞれ同表の右欄に定める期間が経過するまで保管しなければならない。

書 類	期 間
承認通知書	搬入期間満了後5年間
帳簿	閉鎖後5年間

（処理業者の適正処理等）

第11条 処理業者は、県外排出事業者から県外産業廃棄物の処理を委託されたときは、前条第1項の規定による承認通知書の写しの交付を受けた後でなければ、当該県外産業廃棄物を市内の処理施設へ運搬し、又は市内の処理施設において処分し、若しくは保管してはならない。

- 2 処理業者は、承認通知書の写しを搬入期間満了後5年間保管しなければならない。

（搬入実績報告）

第12条 承認事業者は、搬入期間の満了の日の属する月の翌月から起算して3月以内に、県外産業廃棄物の搬入の状況を排出事業場及び搬入した処理施設ごとに、県外産業廃棄物搬入実績報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

（指導、勧告及び公表）

第13条 市長は、県外排出事業者（承認事業者である者を含む。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、県外産業廃棄物の搬入の中止その他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第5条第2項又は第9条第1項の承認を受けずに、県外産業廃棄物を市内に搬入したとき。

虚偽又は不正の手段により、第5条第2項又は第9条第1項の承認を受けたとき。

第7条第3項の規定により、当該承認に付した条件に違反したとき。

第7条第4項の規定に違反して、県外産業廃棄物を市内に搬入したとき。

前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、県外産業廃棄物の搬入の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該

勧告の内容を公表することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成22年2月22日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第6条関係)

1 排出事業場の業務概要を記載した書類

2 製造工程(使用原材料がわかるもの)及び廃棄物の排出工程図

3 搬入方法及び搬入経路を記載した書類

4 処理業者との委託契約が締結されることが確実であることを証する書類(自ら処理する場合を除く。)

5 処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し

6 次に掲げる産業廃棄物の埋立処分をする場合にあっては、事前協議書を提出しようとする日前6月以内に実施した金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)に基づく当該産業廃棄物の有害物質の溶出試験の測定結果を証する書面の写し

燃え殻

ばいじん

汚泥

鉍さい(特別管理産業廃棄物であるものに限る。)

前各号に掲げるものを処分するために処理したもの

7 次に掲げる産業廃棄物の埋立処分をする場合にあっては、事前協議書を提出しようとする日前6月以内(第1号又は第2号に掲げるものであって、既に休止し、又は廃止した廃棄物焼却炉に係るものであり、かつ、その性状等に変化がないと判断される場合はこの限りでない。)に実施した当該産業廃棄物のダイオキシン類の濃度の測定結果を証する書面の写し

燃え殻

ばいじん

汚泥(ダイオキシン類を含むものに限る。)

前各号に掲げるものを処分するために処理したもの

8 県外産業廃棄物の適正処理に係る誓約書

9 産業廃棄物の写真

10 その他市長が必要があると認める書類及び図面